

# 岡山県公報

発行  
岡山県  
岡山県岡山市内山下  
二丁目4番6号  
定価 1箇月2,330円

## 規則 主要目次

- 岡山県港湾施設管理及び利用条例及び岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則…………… 五七
- 岡山県立都市公園条例施行規則の一部改正…………… 五七
- 土地収用法に基づく事業の認定…………… 五七
- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… 五八
- 宅地建物取引業法に基づく聴聞…………… 五八
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧…………… 五九
- 国土調査の成果の認証…………… 五九

## 告示

## 規則

- 岡山県規則第二百二十四号  
岡山県港湾施設管理及び利用条例及び岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。  
平成十八年八月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県港湾施設管理及び利用条例及び岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

岡山県港湾施設管理及び利用条例及び岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例（平成十八年岡山県条例第五十七号）第二条の規定の施行期日は、平成十八年八月二十日とする。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

- 岡山県規則第二百二十五号

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十八年八月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立都市公園条例施行規則（昭和四十一年岡山県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「別表第五の二の（二）のヌ」を「別表第五の二の（二）のリ」に改める。  
別表第三総合グラウンドの項中

| 庭球場       | バレーボール場   | を    |      |
|-----------|-----------|------|------|
|           |           | 硬式庭球 | 軟式庭球 |
| 庭球場       | バレーボール場   | 同    | 同    |
| 硬式庭球      | 軟式庭球      | 同    | 同    |
| 軟式庭球      | 硬式庭球      | 同    | 同    |
| 同         | 同         | 同    | 同    |
| 午前六時～午後九時 | 午前六時～午後九時 | 同    | 同    |
| 午後六時～午後九時 | 午後六時～午後九時 | 同    | 同    |

める。

## 附則

この規則は、平成十八年八月二十日から施行する。

## 告示

- 岡山県告示第四百四十七号  
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。  
平成十八年八月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 起業者の名称

二 事業の種類

三 起業者

四 事業の認定をした理由

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 起業者
- 四 事業の認定をした理由

赤磐市グラウンドゴルフ場整備事業

一 収用の部分 岡山県赤磐市字中島地内

二 使用の部分 なし

土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

赤磐市グラウンドゴルフ場整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第三十二条に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当するため、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である赤磐市は、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、当該事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、旧四町の住民相互の交流を深め、住民の健康づくりを図り、市外からの利用者との交流の場となることにより赤磐市の活性化に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業計画においては、①交通の利便性が高いこと②周辺の環境が良いいこと③造成工事が容易なこと④経済性が高いことを条件として複数の候補地案について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっていないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、地元からその実現に対する要望が強く、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

赤磐市役所

●岡山県告示第四百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成十八年八月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 区分

指定障害福祉サービス事業者

二 事業所の名称及び所在地

1 名称

サポートセンターひだすき

2 所在地

備前市浦伊部五八一―一

三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人ひだすき

2 主たる事務所の所在地

備前市浦伊部五八一―一

四 指定年月日

平成十八年七月一日

五 事業所番号

三三〇〇〇二〇〇一一〇一一三

六 サービスの種類

居宅介護（知的障害者）

一 区分

指定障害福祉サービス事業者

二 事業所の名称及び所在地

1 名称

サポートセンターひだすき

2 所在地

備前市浦伊部五八一―一

三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人ひだすき

2 主たる事務所の所在地

備前市浦伊部五八一―一

四 指定年月日

平成十八年七月一日

五 事業所番号

三三〇〇〇二〇〇一一〇一一三

六 サービスの種類

外出介護（知的障害者）

公 告

（四〇）宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成十八年八月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 聴聞の件名  
宅地建物取引業法第六十五条第二項の規定による業務の全部の停止
  - 二 当事者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地  
1 商号  
有限会社フェニックス  
2 代表者の氏名  
能瀬 敏行  
3 主たる事務所の所在地  
倉敷市中島二八五番地の六  
4 免許証番号  
岡山県知事(1)第四八八五号  
5 免許年月日  
平成十六年八月二十七日
  - 三 期日  
平成十八年八月二十四日(木) 午前十時から
  - 四 場所  
岡山市内山下二丁目五番七号 丸の内会館二階第二〇四会議室
- (四三) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。
- この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
- 平成十八年八月十五日
- 岡山県知事 石 井 正 弘
- 一 届出事項の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ファンシータウン  
所在地 岡山市駅元町一番街地下五号
  - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社岡山ステーションセンター  
住所 岡山市駅元町一番一〇一〇号  
代表者の氏名 代表取締役社長 高橋 司
  - 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
(変更前) 株式会社ワールドストアオペレーション  
(変更後) 株式会社ワールドストアパートナーズ
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者(イルヤ株式会社を削除し、株式会社カタヤマを追加するものである。)
  - (3) (変更前) 株式会社ワールドストアパートナーズほか十一社  
(変更後) 株式会社ワールドストアパートナーズほか十一社  
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
ア 株式会社ワールドストアパートナーズ

|                                                           |         |                       |               |                                                                                                                                                                                                                      |           |               |           |
|-----------------------------------------------------------|---------|-----------------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------|-----------|
|                                                           |         |                       |               | (変更前) 代表取締役社長 池上 雅俊<br>(変更後) 代表取締役社長 南山 学<br>イ 株式会社三愛<br>(変更前) 取締役社長 保前泰三郎<br>(変更後) 取締役社長 馬場 末男<br>ウ 株式会社鈴屋<br>(変更前) 代表取締役社長 伊狩 悟<br>(変更後) 代表取締役社長 野々垣健五<br>エ 株式会社ポイント<br>(変更前) 代表取締役社長 福田三千男<br>(変更後) 代表取締役社長 石井 稔晃 |           |               |           |
| 4 変更年月日                                                   |         |                       |               | (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 平成十二年十月一日<br>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者 平成十八年七月七日<br>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名<br>ア 株式会社ワールドストアパートナーズ 平成十六年十月十五日<br>イ 株式会社三愛 平成十七年九月一日<br>ウ 株式会社鈴屋 平成十八年六月一日<br>エ 株式会社ポイント 平成十八年六月十三日      |           |               |           |
| 二 届出年月日                                                   |         |                       |               | 平成十八年八月四日                                                                                                                                                                                                            |           |               |           |
| 三 縦覧の期間及び場所                                               |         |                       |               | 1 縦覧の期間<br>平成十八年八月十五日から平成十八年十二月十五日まで<br>2 縦覧の場所<br>岡山県産業労働部経営支援課                                                                                                                                                     |           |               |           |
| (四三) 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 |         |                       |               | 平成十八年八月十五日                                                                                                                                                                                                           |           |               |           |
| 調査を行った者の名称                                                |         |                       |               | 岡山県知事 石 井 正 弘                                                                                                                                                                                                        |           |               |           |
| 真庭市                                                       | 平成十六年四月 | 真庭市<br>地籍図及び<br>地籍簿   | 調査を行った<br>地 域 | 本郷の一部                                                                                                                                                                                                                | 平成十八年八月九日 | 調査を行った<br>地 域 | 認 証 年 月 日 |
| 吉備中央町                                                     | 平成十六年五月 | 吉備中央町<br>地籍図及び<br>地籍簿 | 竹部の一<br>部、広面の |                                                                                                                                                                                                                      | 平成十八年八月九日 |               |           |
| 吉備中央町                                                     | 平成十八年三月 | 吉備中央町<br>地籍図及び<br>地籍簿 |               |                                                                                                                                                                                                                      |           |               |           |

(三) 平成十八年七月二十八日岡山県告示第四百二十一号（電線共同溝を整備すべき道路の指定）に誤りがあった。



| 倉敷市         | 倉敷市        |
|-------------|------------|
| 平成十六年五月     | 平成十八年三月    |
| 倉敷市地籍簿      | 倉敷市地籍簿     |
| 東塚二丁目、東塚三丁目 | 児島阿津三丁目の一部 |
| 平成十八年八月九日   | 平成十八年八月九日  |

| 公報頁・段・行          | 誤   | 正   |
|------------------|-----|-----|
| 五四〇・下・一<br>三及び一五 | 北長瀬 | 西長瀬 |